

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年3月24日付けで行った、「『川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する平成22年度の〇〇〇〇〇〇〇の分掌事務の根拠条文・範囲・事務処理要領とその変更（内容・理由・経緯以下同じ）、決裁・指揮監督権限の根拠・有無・範囲・内容とその変更、旅行・時間外勤務命令、休暇届受理、職務文書の決裁ルートとその変更、その決裁者・回議者・合議者・回覧者とその変更及びそれらによる具体的な指揮監督事項とその変更に関することに係る決裁・通知報告・照会回答・経緯・理由・根拠・打合せ等の文書図画資料及び電磁的記録の全て』のうち川建セ第634-1号で開示した以外のすべて」の不開示決定は、これを取り消し、開示請求者に対し、開示請求をする公文書の名称又は内容についての補正を求め、改めて公文書の特定を行い、開示決定等をすべきである。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年1月29日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する平成22年度の〇〇〇〇〇〇〇の分掌事務の根拠条文・範囲・事務処理要領とその変更（内容・理由・経緯以下同じ）、決裁・指揮監督権限の根拠・有無・範囲・内容とその変更、旅行・時間外勤務命令、休暇届受理、職務文書の決裁ルートとその変更、その決裁者・回議者・合議者・回覧者とその変更及びそれらによる具体的な指揮監督事項とその変更に関することに係る決裁・通知報告・照会回答・経緯・理由・根拠・打合せ等の文書図画資料及び電磁的記録の全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) これに対し、実施機関は、条例第15条第2項の規定により期間を延長した上で、以下のとおり開示決定等を行った。
- ア 本件開示請求に係る公文書として、「埼玉県行政組織規則」、「埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則」、「川越建築安全センターの所掌事務一覧表について」（平成23年4月1日以降分）、「川越建築安全センターの所掌事務一覧表について」（平成23年10月1日以降分）、「〇〇担当決裁ルートについて」、「登録情報詳細表示（〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇）」、「担当打合せ報告」、「〇〇担当地域別役割分担について」を特定し、これらについて平成23年3月24日付けで公文書開示決定を行い、申立人に通知した（川建セ第634-1号）。
- イ 川建セ第634-1号で開示した以外の公文書について、作成しておらず存在しないとして、平成23年3月24日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した（川建セ第634-2号）。
- (3) 申立人は、平成23年5月9日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年7月11日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成23年7月27日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成23年9月9日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成23年9月30日に申立人から補充の意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成23年10月28日に実施機関から資料の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、平成23年11月11日に申立人の口頭意見陳述を聴取するとともに、申立人から同日付け「口頭による意見陳述の聴取について（回答）」と題する書面（以下「書面1」という。）の提出を受けた。
- (10) 申立人は、当審査会に対し、平成23年12月12日付け「資料の提出について（回答）」と題する書面を送信し、資料の閲覧を求めた。

- (1 1) 申立人は、当審査会に対し、平成24年1月12日付け「資料の提出について(回答)」と題する書面(以下「書面2」という。)を送信し、資料の閲覧を求めた。
- (1 2) 申立人は、当審査会に対し、平成24年1月25日付け「事務連絡について(諮問第218号)」について(回答)」と題する書面を送信した。
- (1 3) 当審査会は、平成24年2月14日に申立人に対し資料を閲覧させた。
- (1 4) 当審査会は、平成24年2月15日に実施機関から資料の提出を受けた。
- (1 5) 申立人は、当審査会に対し、平成24年2月18日付け「埼玉県情報公開条例第26条第2項の規定に基づく閲覧について(依頼)」と題する書面(以下「書面3」という。)を送信し、資料の閲覧を求めた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

条例第7条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成23年3月24日付けで実施機関が行った本件処分を取消し、開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 実施機関は「開示決定等理由説明書」(平成23年7月7日付け川建セ第140-2号)の「公文書不開示決定通知書」(平成23年3月24日付け川建セ第634-2号)に記載された不開示文書(事実無根の虚偽に基づく公文書であるため不開示・隠蔽したもの)を保有し開示すべき義務がある。

なぜなら、それら不開示文書は平成22年度の〇〇担当の〇〇〇〇〇〇〇の建築基準法違反処理に係る職務に関する組織・人事上の情報(すなわち事実無根・事実誤認の虚偽情報)であり、実施機関はそれらの虚偽情報に基づき、勤勉手当の支給に関する違法不当な勤務成績評価及び勤勉手当の減額支給を行ったが、文書管理規則等に照らし、当然に、保管・保存し開示すべき義務を有する。

本件処分は、上記開示義務に違反している。

イ 下記の①～③は、組織による公権力行使上不可欠であり当然の前提となる根拠法令、分掌事務、職務権限、決裁、指揮監督、文書管理に係る公文書であり、④は①～③を前提に、〇〇らが〇〇担当・〇〇〇〇〇〇に対して具体的に行った職務上の指揮監督に係る公文書であり、⑤は①～④に係る公文書（電磁的記録も含め）全てを開示対象としていることを記している。また、下記の「隠蔽された公文書の例」は、公文書の記載が事実無根・事実誤認の虚偽に基づく違法不当なものであることから、実施機関が開示申請を決断するかなり前の時点で、私がそうした虚偽記載がある公文書の存在を特定し、情報提供や開示を申し出ていたのにも関わらず、実施機関は組織上の重大な瑕疵や〇〇らの職務上の違法不当な行為がこれらの公文書から自ずと判明してしまうため、隠蔽した公文書である。

記

「公文書開示請求書」（平成23年1月29日付け）の「開示請求をする公文書の名称又は内容」は、川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する、平成22年度の〇〇担当・〇〇〇〇〇〇〇〇の分掌事務に関する、

① 分掌事務の根拠法令等の条文、分掌事務の範囲（〇〇担当グループの他者と分担している場合は各分担内容も）、分掌事務の事務処理要領、分掌事務の変更（4月1日当初、10月の変更と内容、理由、経緯）

なお、「分掌事務の事務処理要領」としては、例えば、「平成22年度 〇〇担当 担当業務」（4月当初）に記載された

- ・ 建築基準法の規定に違反する建築物に係る指導及び措置等に関すること
- ・ 建築基準法に基づく建築物の中間及び完了検査等に関すること
- ・ 建築物の現場パトロールに関すること（リサイクル法の現場パトロール指導を含む。）
- ・ 建築士法に基づく立入検査に関すること
- ・ 違反なくそう運動に関すること
- ・ 福祉のまちづくり条例に関すること（完了検査に関する事務に限る。）

- ・ 定期報告未報告建築物の現場督促に関すること

のものである。

また、「平成22年度 ○○担当 担当業務（H22.10.1）」に記載された

- ・ 指定確認検査機関からの確認審査報告書、完了検査報告書、中間検査報告書に関すること
- ・ その他○○の特命事項

のものである。

(隠蔽された公文書の例)

- ・ ○○○○○○の分掌事務が法律に基づく法定事務か、法律に基づかない任意事務か等、○○○○○○や分掌事務に適用された根拠法令・規程、要領等の区分と条項が分かる公文書
- ・ ○○○○○○の分掌事務に係る事務処理要領の公文書
- ・ ○○○○○○の分掌事務の変更（10月の変更と内容、理由、経緯）が分かる公文書

- ② 分掌事務の決裁者（専決指定を含む）及び指揮監督者の根拠規定、それら権限の有無・範囲・内容及びその変更（4月1日当初並びに7月及び10月の変更と内容、理由、経緯）

(隠蔽された公文書の例)

- ・ ○○○○○○が指定した○○○○○○及び○○○○○○担当・○○○○○の専決事項が分かる公文書
- ・ 「グループ制の趣旨」「グループ制の運用について（通知）」（平成15年3月7日付け総政第1519号）等の指揮監督権限の有無等が分かる公文書
- ・ ○○担当職員の「電子決裁の基本ルート」が記されている「登録情報詳細表示」が分かる公文書

- ・ その変更（４月１日当初並びに７月及び１０月の変更と内容、理由、経緯）
が分かる公文書
- ・ ○○らが用いた「特定幹部職員以外の職員の勤勉手当等に関する要領」及び「昇給及び昇格に関する勤務成績判定要領」並びに「特定幹部職員以外の職員の勤勉手当等に関する要領６の規定による読替後の人事評価に関する苦情処理実施要領」（平成１４年３月２８日総合政策部長決裁）の制定根拠規定、制定者、決裁者、指揮監督者が分かる公文書

③ 旅行命令・時間外勤務命令・休暇届受理・公文書の決裁基本ルート及びその変更（４月１日当初並びに７月及び１０月の変更と内容、理由、経緯）、その決裁者・回議者・合議者・回覧者及びその変更（４月１日当初並びに７月及び１０月の変更と内容、理由、経緯）

（隠蔽された公文書の例）

- ・ ○○○○○○、○○○○○○、○○担当職員の旅行命令・時間外勤務命令
・ 休暇届受理・公文書に関する「決裁基本ルート」の記録が分かる公文書
- ・ その変更（４月１日当初並びに７月及び１０月の変更と内容、理由、経緯）
が分かる公文書
- ・ その実際の決裁者・回議者・合議者・回覧者が分かる公文書
- ・ その変更（４月１日当初並びに７月及び１０月の変更と内容、理由、経緯）
が分かる公文書

④ （①②③を踏まえ）○○らが○○担当・○○○○の○○に対して行った具体的な指揮監督の事項内容及びその変更（４月１日当初並びに７月及び１０月の変更と内容、理由、経緯）に係る

（隠蔽された公文書の例）

- ・ 「○○○○○○○○の勤務状況及び事務分掌の変更について」、「○○○○○○○○の問題行動」に係る公文書、その作者が分かる公文書、そこに記載された「事例」や「事実」に基づく指揮監督事項内容、「事例」や「事実」

を証する公文書

- ・ 「特定幹部職員以外の職員の勤勉手当等に関する要領」及び「昇給及び昇格に関する勤務成績判定要領」並びに「特定幹部職員以外の職員の勤勉手当等に関する要領6の規定による読替後の人事評価に関する苦情処理実施要領（平成14年3月28日総合政策部長決裁）」による指揮監督事項内容が分かる公文書
- ・ その変更（4月1日当初並びに7月及び10月の変更と内容、理由、経緯）が分かる公文書
- ・ 10月以降の分掌事務について、〇〇から〇〇担当・〇〇〇〇〇〇〇に出された「担当業務に関する事務処理について」の公文書

⑤ 決裁、通知報告、照会回答、経緯、理由、根拠、打合せ等の文書図画資料及び電磁的記録の全てで

（隠蔽された公文書の例）

- ・ 上記、〇〇〇〇担当・〇〇〇〇の職務に関する、〇〇らと〇〇〇〇〇〇等との間、〇〇らと〇〇担当グループ職員との間、〇〇担当グループ内でなされた組織上の決裁、通知報告、照会回答、経緯、理由、根拠、打合せ等の全ての文書・図画及び業務システム・所の共用サーバー・各職員用パソコン・電子メール・USBメモリ・FD・CD・DVD・録音機等の全ての電磁的記録

ウ 〇〇らが今回の不開示処分という公権力の行使の適法性及び妥当性を今後も主張し隠蔽し続けるのであれば、条例第12条（公益上の理由による裁量的開示）の規定に基づき、実施機関は公益上特に必要があると認め、強力な調査を実施し、関係公文書全てを開示するべきである。

エ 第25条（審査会の調査権限）の規定に基づき、審査会は公権力の行使の前提となる基本的な事項に係る公文書及び具体的な分掌事務の執行に係る事実無根・事実誤認の虚偽に基づく誹謗中傷公文書等を隠蔽することで、公権力行使上組織上の重

大な瑕疵を隠すとともに、著しく県民の知る権利を侵害し、県の説明責任を全く果たさない処分があった事実を真剣に受け止め、いかんなく調査審議の権限を行使し、客観的な事実、証拠に基づき、公正・透明な答申をされることを切にお願いするものである。

オ 第30条（公文書の管理）の規定に基づき実施機関は適正に公文書を管理する義務がある。今回、公権力の行使にかかわる重要な公文書について、単なる「作成しておらず存在していないため」という形式的な記載で隠蔽・不開示処分としたことは明らかにこの規定にも違反している。審査会はこの組織上職務上の重大な瑕疵の存在を軽々に取り扱うべきではない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成23年3月24日付け川建セ第634-1号で開示した文書以外の文書は作成しておらず、存在していない。
- (2) 申立人が公文書開示請求書の「開示請求をする公文書の名称又は内容」欄に記載した内容は、どこで区切るか判然としないため、本件開示請求の対象文書としては、川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する平成22年度の文書のうち、㊦〇〇〇〇〇〇〇〇の「分掌事務の根拠条文・範囲・事務処理要領」に関する全ての文書、㊧〇〇〇〇〇〇〇〇の「決裁・指揮監督権限」に関する全ての文書、㊨〇〇〇〇〇〇〇〇の「旅行・時間外勤務命令、休暇届受理、職務文書」に関する全ての公文書を特定した。

5 審査会の判断

- (1) 本件開示請求について

本件開示請求は、公文書開示請求書の記載によれば、「川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する平成22年度の〇〇〇〇〇〇〇〇の分掌事務の根拠条文・範囲・事務処理要領とその変更（内容・理由・経緯以下同じ）、決裁・指揮監督権限の根拠

・有無・範囲・内容とその変更、旅行・時間外勤務命令、休暇届受理、職務文書の決裁ルートとその変更、その決裁者・回議者・合議者・回覧者とその変更及びそれらによる具体的な指揮監督事項とその変更に関することに係る決裁・通知報告・照会回答・経緯・理由・根拠・打合せ等の文書図画資料及び電磁的記録の全て」の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は、8件の公文書を特定した上で、川建セ第634-1号で公文書開示決定をし、同開示決定で開示した公文書以外の公文書については作成しておらず存在していないとして川建セ第634-2号で公文書不開示決定の本件処分をしたものである。

申立人は、本件処分は開示義務に違反している旨を主張しているので、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件開示請求の趣旨について

申立人の主張によれば、本件開示請求の趣旨は、「川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する、平成22年度の〇〇担当・〇〇〇〇〇〇〇の分掌事務に関する、①分掌事務の根拠法令等の条文、分掌事務の範囲（〇〇担当グループの他者と分担している場合は各分担内容も）、分掌事務の事務処理要領、分掌事務の変更（4月1日当初、10月の変更と内容、理由、経緯）、②分掌事務の決裁者（専決指定を含む）及び指揮監督者の根拠規定、それら権限の有無・範囲・内容及びその変更（4月1日当初並びに7月及び10月の変更と内容、理由、経緯）、③旅行命令・時間外勤務命令・休暇届受理・公文書の決裁基本ルート及びその変更（4月1日当初並びに7月及び10月の変更と内容、理由、経緯）、その決裁者・回議者・合議者・回覧者及びその変更（4月1日当初並びに7月及び10月の変更と内容、理由、経緯）、④（①②③を踏まえ）〇〇らが〇〇担当・〇〇〇〇の〇〇に対して行った具体的な指揮監督の事項内容及びその変更（4月1日当初並びに7月及び10月の変更と内容、理由、経緯）に係る、⑤決裁、通知報告、照会回答、経緯、理由、根

拠、打合せ等の文書図画資料及び電磁的記録の全て」の開示を求めるものであり、
「①～③は、組織による公権力行使上不可欠であり当然の前提となる根拠法令、分掌事務、職務権限、決裁、指揮監督、文書管理に係る公文書であり、④は①～③を前提に、〇〇らが〇〇担当・〇〇〇〇〇〇に対して具体的に行った職務上の指揮監督に係る公文書であり、⑤は①～④に係る公文書（電磁的記録も含め）全てを開示対象としている」というものである。

イ 本件開示請求の対象文書の特定について

当審査会において確認したところ、本件開示請求の公文書開示請求書「開示請求をする公文書の名称又は内容」欄の記載内容は、全体が一文で、「その」や「それら」という指示語も何を指しているのか明確ではない。また、例えば、「根拠条文」という記載についても何を求めているのか不明確である。したがって、このままでは、上記アの本件開示請求の趣旨を読み取ることはできず、条例第8条第1項第3号の規定する「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載として不十分であり、公文書開示請求書に形式上の不備があるものと認められる。

この点については、実施機関も、公文書開示請求書の「開示請求をする公文書の名称又は内容」欄の記載内容がどこで区切るか判然としなかったことから、一応とりあえず、本件開示請求の対象文書については、川越建築安全センター（〇〇〇〇ら）が管理する平成22年度の公文書のうち、㊦〇〇〇〇〇〇〇〇の「分掌事務の根拠条文・範囲・事務処理要領」に関する全ての公文書、㊧〇〇〇〇〇〇〇〇の「決裁・指揮監督権限」に関する全ての公文書、㊨〇〇〇〇〇〇〇〇の「旅行、時間外勤務命令、休暇届受理、職務文書」に関する全ての公文書を特定したと説明している。

ところで、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」（条例第8条第2項）とされている。これは、開示請求者において公文書を特定するために必要な事項を記載することが困難な場

合も考えられることから、かかる場合に補正を求めるにあたり、開示請求者に対し公文書を特定するために必要な情報を提供する努力義務を実施機関に課す趣旨と解される。このことからすれば、実施機関において公文書開示請求書の記載から対象文書を特定することが困難な場合には、開示請求者に対し、必要に応じて対象文書を特定するために必要な情報の提供を行い、開示請求をする公文書の名称又は内容についての補正を求めるべきである。

そこで、当審査会において実施機関に対し確認したところ、実施機関は、本件開示請求について申立人に対し補正の求めその他趣旨の確認を行っていないとのことであった。また、実施機関は補正の求め等を行わなかった理由について、これまでの経緯から「申立人に対して趣旨の確認又は補正の求めをしても趣旨が明確になることはまったく予想できないばかりか、かえって事態が混乱する蓋然性が高いと判断した」と述べている。しかし、対象文書の特定が困難な場合に補正を求めることなく不開示決定をすることができるのは開示請求者が予め補正の求めに応じない意思を明らかにしていた場合などに限られると解すべきであり、実施機関の主張は補正の求め等を行わなかった理由として妥当とはいえない。

そうすると、実施機関は、本件開示請求の対象文書について、申立人に対し補正の求め等を行うことなく、上記アの本件開示請求の趣旨より限定的に解釈して特定したものであるから、公文書開示請求に対する対応として不適切であったと判断せざるを得ない。

したがって、実施機関としては、本件処分を取り消し、申立人に対し、必要に応じて本件開示請求の趣旨に沿う公文書を特定するために必要な情報の提供を行い、開示請求をする公文書の名称又は内容についての補正を求めた上で、改めて対象文書を特定し、開示決定等を行う必要があると認められる。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年 7月11日	諮問を受ける (諮問第218号)
平成23年 7月11日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成23年 7月27日	異議申立人から意見書を受理
平成23年 9月 9日	実施機関から説明及び審議 (第一部会第66回審査会)
平成23年 9月30日	異議申立人から補充の意見書を受理
平成23年10月11日	審議 (第一部会第67回審査会)
平成23年10月28日	実施機関から資料の提出を受けた
平成23年11月11日	異議申立人から意見陳述聴取 (第一部会第68回審査会)
平成23年11月11日	異議申立人から書面を受理
平成23年12月13日	異議申立人から書面を受理
平成23年12月13日	審議 (第一部会第69回審査会)
平成24年 1月13日	異議申立人から書面を受理
平成24年 1月25日	異議申立人から書面を受理
平成24年 1月27日	審議 (第一部会第70回審査会)
平成24年 2月15日	実施機関から資料の提出を受けた
平成24年 2月20日	異議申立人から書面を受理
平成24年 2月20日	審議 (第一部会第71回審査会)
平成24年 3月16日	審議 (第一部会第72回審査会)
平成24年 4月18日	答申 (答申第172号)